

球磨村森林所有者意向調査業務委託

特記仕様書

令和4年 7月

産業振興課 農林係

第一章 総則

第1条 適用の範囲

本仕様書は、球磨村（以下「甲」という。）が委託する球磨村森林所有者意向調査業務委託（以下、「本業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 受託者（以下「乙」という。）は、すべて契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い本業務を実施しなければならない。

第2条 目的

本業務は、森林経営管理制度に基づき球磨村の森林区域を対象とし、森林所有者に対するアンケート形式による意向調査を実施し、所有森林の現在の管理状況や今後の経営、管理の意向等を確認し取りまとめるとともに、次年度以降の施業計画等、今後の村の森林経営管理の基礎資料とすることを目的とする。

第3条 準拠する法令

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に掲げる関係法令等に準拠するものとする。

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (2) 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）
- (3) 森林経営管理制度に係る事務の手引き（令和 2 年 12 月 林野庁）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (5) 球磨村個人情報保護条例（平成 17 年 3 月）
- (6) 球磨村個人情報保護条例施行規則（平成 17 年 3 月）
- (7) その他関係法令・規程・通達等

第4条 提出書類

乙は、以下に示す書類のほか、甲が指示するものを指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 管理技術者並びに照査技術者届および技術者資格証の写し
- (4) 本仕様書で提出を求められる各種認証の写し
- (5) 業務完了報告書

第5条 守秘義務

受注者は、発注者が貸与する一切の資料や個人情報や、本業務遂行中に直接的及び間接的に知り得た情報を、発注者の許可なく他に利用及び公表してはならない。

第6条 個人情報保護に関する管理体制

乙は、本業務の実施にあたり、個人情報や貸与品の適切な管理のため、プライバシーマーク（PMS：JIS Q 15001）の認証を受けているものとし、業務の実施に先立ち認証登録書の写しを甲に提出するものとする。

2 乙は、本業務を履行する上で、取得または保有した個人情報の漏洩対策について、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、個人情報の厳格な保護の趣旨及び内容を乙の他の従業員に対し周知徹底させるものとする。

第7条 管理技術者、照査技術者、担当技術者

本業務における受託者および配置予定技術者は、下記の要件を満たすこととする。

- (1) 熊本県内に支店または営業所を有すること。
- (2) 予定配置技術者は、入札参加日前3ヶ月以上継続して雇用していること。
- (3) 管理技術者は、以下の条件を満たすものを配置すること。
 - ① 熊本県内において国、地方公共団体またはその他の公共公益団体などが発注する森林関連業務の実績を有し、技術士（森林部門）を有するものとする。
- (4) 照査技術者は、以下の条件を満たすものを配置すること。
 - ① 熊本県内において国、地方公共団体またはその他の公共公益団体などが発注する森林関連業務の実績を有し、技術士（森林部門）を有するものとする。
- (5) 担当技術者は、以下の条件を満たすものを配置すること。
 - ① 本業務では個人情報を取り扱うことから、個人情報保護士の資格を有すること。

第8条 契約内容の変更

本契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途に変更契約を締結することによらなければならない。

第9条 再委託

受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。

第10条 貸与資料

甲は、乙が円滑に作業を実施できるよう、以下に示す資料を本業務の開始時に貸与する。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 異動通知書 | Excel または PDF 形式 |
| (2) 森林計画図データ | Shapefile 形式 |
| (3) 森林簿 | Excel または CSV 形式 |
| (4) 林地台帳データ | Excel 形式 |
| (5) 林地台帳地図 | Shape 形式 |
| (6) 森林経営計画書 | PDF または紙媒体 |
| (7) 意向調査アンケート原案 | Word または PDF 形式 |
| (8) 令和3年度実施森林資源解析業務報告書 | PDF 形式 |
| (9) その他本業務の実施に必要と認められるもの | |

第11条 貸与資料の取り扱い

本業務における貸与資料は個人情報が含まれていることから、本業務の実施期間中のみならず資料の取り扱いに細心の注意を払うものとする。

第12条 疑義の解釈

乙は、契約書等に定める事項について疑義が生じた場合及び本業務の実施上の細目については、甲と協議の上、その指示に従うものとする。

第13条 成果品の検査

業務完了後、業務完了届及び成果品を提出し、検査を受けるものとする。また本業務の途中においても、甲は必要に応じて随時仕様書に基づき検査を行い、乙に対し不備な箇所について必要な指示を与えることができる、その結果、訂正等の指示を受けた場合は、乙は速やかにその指示に従わなければならない。

第14条 成果品の瑕疵

乙は、本業務期間内または本業務終了後において、成果品に瑕疵が発見された場合、甲の求める修正、補正及びその他必要な措置を乙の責任及び費用負担におい

て実施しなければならない。

第15条 損害賠償

本業務の実施中に生じた諸事故及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。

また、損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

第16条 工期

本業務の契約期間は、契約日から令和5年3月24日までとする。

第17条 その他

乙は、本特記仕様書に明示なき事項でも実施上当然必要と認められる事項は、甲乙協議のうえ実施しなければならない。

第二章 業務内容

第18条 業務対象範囲

本業務の対象範囲は球磨村の森林計画地内(5条森林)とする。

対象地区	地番数(筆数)	森林所有者数	森林面積
球磨村全域 (三ヶ浦甲地区以外)	10,768筆	2,499名	7925.38ha

※上記数量は、村において私有林(スギ・ヒノキのみ)かつ森林経営計画を除く条件で抽出した数量であり、今回の見積り算定の参考とする。

第19条 業務概要

本業務の概要は、以下に示すとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 森林管理意向調査アンケート作成
- (3) 森林管理意向調査アンケート発送
- (4) 森林管理意向調査アンケート結果とりまとめ
- (5) 打合せ協議

第20条 計画準備

乙は、事前に業務全体の目的及び内容を把握するとともに、業務内容・数量、業務実施体制、細部工程計画、調査に使用する機材、連絡体制(緊急時を含む)等についてとりまとめ報告し、甲と協議の上、その内容を決定するものとする。

また、本業務に必要な資料の収集、整理を行うこととし、資料の貸与は原則として、乙が借用書を提出し借用するものとする。また、乙は借用後直ちに、貸与資料の数量及び内容について確認した後、確認結果を甲へ報告する。

第21条 森林管理意向調査アンケート作成

乙は、意向調査の円滑な遂行のため、以下の項目の作業を実施するものとする。

- (1) 意向調査対象森林所有者リスト作成

甲が保有する林地台帳、森林簿、令和3年に実施をした森林資源解析結果等を用いて、意向調査の対象となる森林所有者を選定し、意向調査対象森林所有者リストに取りまとめるものとする。

- (2) 意向調査アンケートの整備

甲より提供する意向調査アンケート原案(別添資料)を基に意向調査に使用する

る調査アンケートを作成するものとする。

(3) 意向調査説明資料の作成

森林所有者の意向調査への協力を促進するため、意向調査添付資料として以下の説明資料を作成する。

- ① 森林経営管理制度及び森林経営計画制度の説明資料
- ② 意向調査への回答方法、回答例等の説明資料
- ③ 森林所有者の森林について、林班界を基に表示した所有森林位置図

第22条 森林管理意向調査アンケート発送

球磨村内森林計画地内(5条森林)を対象とし、以下に示す作業を実施するものとする。なお、意向調査アンケートの回収期間及び対象所有者等については工期等の観点から甲乙協議の上、決定するものとする。

(1) 意向調査アンケートの発送・回収

乙は、所有者毎に作成した意向調査アンケート、所有森林位置図、及び説明資料等を封筒1枚に封入し、以下の作業を実施した上で所有者へ発送する。なお、意向調査アンケートの回収先は球磨村産業振興課農林係とする。

- ① 宛名ラベルの作成
- ② 返信用封筒の準備
- ③ 返送先の印刷
- ④ 切手等の準備
- ⑤ 発送手配
- ⑥ 回収率向上のための、未返信者を対象とした催促状の送付(配布回収期間に限る)

第23条 森林管理意向調査アンケート結果とりまとめ

乙は、回収した意向調査アンケートについて、回答毎に所有者の傾向が把握できるように結果の整理を行い、意向調査結果一覧表として取りまとめるものとする。なお、アンケート調査の結果については対象森林毎に所有者情報、回答内容等をGISの属性情報として登録が可能な形式で納品するものとする。

第24条 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、原則として業務着手前、中間報告時、成果品納入時の3回を標準とする。

2 本業務の期間中に、指示、承諾又は協議した重要な事項については、その内容

等を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第三章 成果品

第25条 成果品

本業務の納入成果品は、以下に示すとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 森林所有者リスト (Excel 形式) | 1 式 |
| (2) 森林管理意向調査区域図 (Shape 形式) | 1 式 |
| (3) 森林管理意向調査計画書 (Excel 形式) | 1 式 |
| (4) 森林管理意向調査アンケート (Excel 形式) | 1 式 |
| (5) 森林管理意向調査添付資料 (Excel 形式) | 1 式 |
| (6) 森林管理意向調査結果一覧表 (Excel 形式) | 1 式 |
| (7) 業務報告書 (電子データ PDF 形式) | 1 式 |
| (8) G I S用データ (Shape 形式) | 1 式 |
| (9) その他必要と認められるもの | 1 式 |

※納品時のデータ形式について、納品前に協議を行うこととする。

以 上